

平成 26 年 4 月 14 日

各 位

株式会社 宮崎銀行

法人向け生命保険商品の取扱開始について

株式会社宮崎銀行（頭取 小池 光一）は、「法人向け生命保険商品」2 商品の取り扱いを開始しましたのでお知らせします。

法人のお客さまが抱える事業保障対策、退職金の準備や相続・事業承継対策などの経営課題の解決策として活用できる「長期平準定期保険」と「逡増定期保険」を取り扱いいたします。

当行は、今後もお客さまの多様化するニーズにお応えできる商品・サービスの充実に努めてまいります。

記

1. 対象商品

分 野	商 品 名	引受保険会社
長期平準定期保険	新定期保険 E	明治安田生命保険相互会社
逡増定期保険	新逡増定期保険	

2. 法人保険の主な加入目的

(1) 事業保障資金対策

- ・ 経営者の方に万が一のことがあった場合の「事業保障資金」の確保。

(2) 事業承継・相続資金対策

- ・ 自社株買取り（金庫株）用の資金準備。
- ・ 自社株評価の引下げ。

(3) 役員退職資金準備

- ・ ご勇退時および死亡時の役員退職慰労金の準備。

(4) 財務強化対策

- ・ 現在の利益を繰り延べて、繰り延べた利益を将来に活用。

3. お問い合わせ方法

以下のお問い合わせ先もしくは、最寄りの営業店までご相談ください。

本部（個人金融部）専門スタッフがご説明に伺わせていただきます（営業店は取次のみ）。

以 上

＜ご留意いただきたい事項＞

- これらの商品は、解約時の返戻金が当初保険期間の経過にともない増加し、その後、保険期間の満了が近づくにつれ次第に減少し、満了時にはなくなります。また、多くの場合、返戻金は払込保険料累計を下回ります。
- ご検討・お申し込みの際には、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることになります。ただし、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- これらの保険は保険会社を引受会社とする生命保険商品です。預金等とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。

＜募集代理店からのお知らせ＞

- お客さまへ保険商品のご提案を行うにあたり、コンサルティング上、事前にお客さまから書面により同意をいただいた上で、当行とお客さまとのお取引に関する情報（預金・為替取引・融資その他の金融取引または資産に関する情報等）について必要な範囲において利用する場合があります。また、当行取り扱いの保険商品をご契約いただいた場合、お客さまのご契約内容、申込書記載事項、家族構成、その他知り得た情報を対面・郵便・電話・インターネット等を用いたその他の銀行業務に必要な範囲において利用する場合があります。
- 保険契約募集に関する当行とお客さまとのお取引引きが、当行におけるお客さまに関する業務に影響を与えることはありません。

本件に関するお問い合わせ先

株式会社宮崎銀行 個人金融部 田口・山本・壹岐

TEL(0985)32-8350 FAX(0985)35-5822